

平成 30 年 12 月 26 日

日産自動車株式会社に対する課徴金納付命令の取消しについて

消費者庁は、日産自動車株式会社（以下「日産自動車」といいます。）に対して平成 29 年 6 月 14 日に行った課徴金納付命令（以下「本件命令」といいます。）を裁決により取り消しましたので、下記のとおり、お知らせします。

記

消費者庁が日産自動車に対して平成 29 年 6 月 14 日に行った不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に基づく本件命令については、日産自動車が、同法第 8 条第 1 項ただし書に定める「相当の注意」を尽くさずに、軽自動車の燃費性能に係る優良誤認表示をしたと認定して、課徴金 317 万円の納付を命じたものでした。

このたび、日産自動車からの行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求を平成 29 年 9 月 13 日に受け、その後にされた同社の追加主張も含め、改めて、同社の主張内容や提出証拠を精査しました。

また、本件について、平成 30 年 7 月 6 日に行政不服審査会へ諮問したところ、同年 10 月 31 日に同審査会から「本件命令は取り消されるべき」との答申を受けました。消費者庁は、答申でそのような結論が示されたことを厳粛に受け止め、改めて、本件の証拠関係を精査しました。

総合判断の結果、本件において日産自動車が「相当の注意を怠った」とは認められないとする答申の結論的判断には相応の合理性があると判断し、今回は、答申の結論的判断を尊重し、裁決により、本件命令を取り消すこととしました。

ただし、答申は、日産自動車も争っていなかった不当表示該当性をも否定する判断を示しましたが、この判断については、関係法令の解釈適用を誤るものであったことから、採用しませんでした。

本件に関する問合せ先

消費者庁総務課

訟務対策官 美崎

TEL : 03(3507)9172